

新潟県高等学校体育連盟表彰規定

趣 旨

新潟県高等学校体育連盟加盟校の生徒で、高校スポーツの向上発展に関し特に功績顕著な者に対して、次に定める審査規定に基づいてこれを表彰し、その功績をたたえ益々斯道の発展を図る。

審査規定

第1条 表彰者選考のため審査委員会を設置する。

第2条 審査委員会は会長、副会長及び専門部委員長をもって充てる。

第3条 審査委員長は会長がこれにあたり、会議を主宰する。

第4条 審査委員会は合議制とし、賛否同数の場合は委員長の決による。委員会は半数以上の出席により成立する。

第5条 表彰者は審査委員会において選考し、理事会の承認を得るものとする。

第6条 審査委員会における表彰者の選考は、各専門部より推薦された生徒で、選手としての品位を備え次に該当する者の中から厳選する。

- 1 新潟県高等学校体育連盟又は新潟県代表として全国的大会に出場し、入賞又は8位以内の成績を収めた生徒もしくはチーム。
- 2 全国的な権威ある団体から優秀選手等として指名された生徒。ただし、順位が関与する場合は上記1に準ずる。
- 3 その他表彰に値する功績をあげた生徒もしくはチーム。
- 4 陸上競技及び水泳競技については、全国高校10傑以内の記録(年度内)を有する生徒もしくはチーム。
- 5 全国的規模で選抜され、数ヶ国以上が参加する国際大会に出場した生徒もしくはチーム。

表 彰

第7条 表彰状は対象生徒及びチームに贈呈することとし、毎年2月中に送付する。

付 則

第8条 本規定の改廃は理事会において決定する。

第9条 本規定は昭和30年4月1日より施行する。

平成7年4月 一部改正